

議案第 2 7 号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

改正後	改正前
(納期) 第12条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。 第1期 <u>7月1日</u>から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日<u>から</u>同月25日まで 第7期 1月1日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月末日まで 2・3 (略)	(納期) 第12条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。 第1期 <u>7月16日</u>から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月25日まで 第7期 1月1日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月末日まで 2・3 (略)